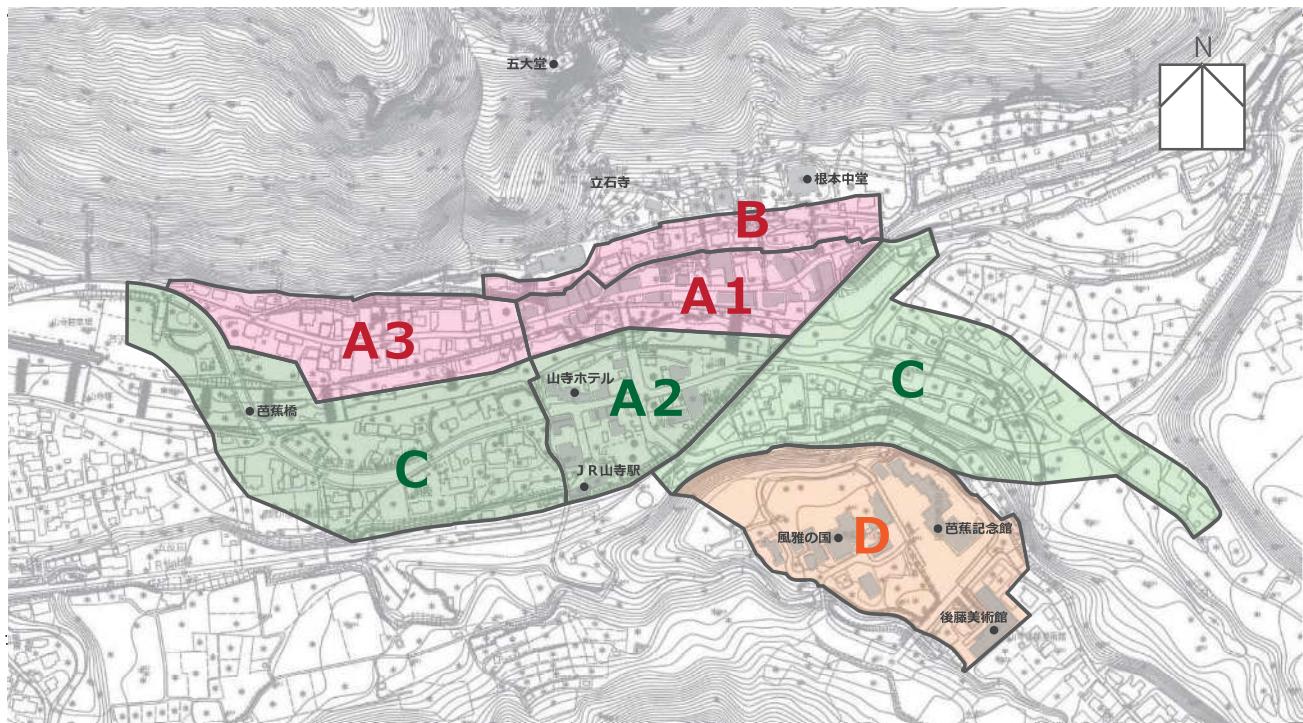
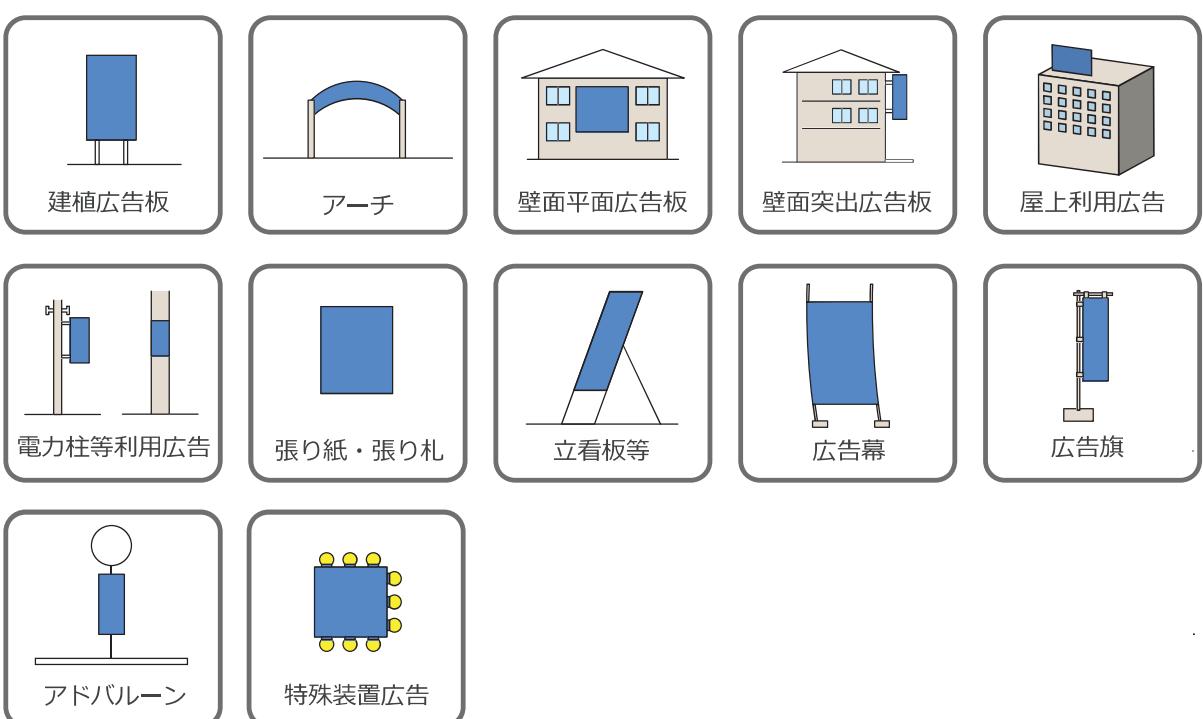


第4章 屋外広告物の行為の制限に関する事項

4-1 屋外広告物の規制エリア



4-2 屋外広告物の種類



4-3 屋外広告物設置基準の一覧

A1エリア A3エリア Bエリア A2エリア Cエリア Dエリア

全般	<ul style="list-style-type: none"> ■屋外広告物の種類、規模、形態・意匠、色彩、素材、場所などについて次に定める基準に基づいて整序化に努めること。 ■地区全体の活性化のため、期間及びルール（地区及び市との協議が必要）を定めた広告物については、次に定める基準に関わらず掲出できるものとする。 														
設置	<ul style="list-style-type: none"> ■自家広告物と案内広告以外の一般広告物は設置しないこと。 ■屋上利用広告は設置せず、屋根に文字などを書かないこと。 ■ガラス面の内外に広告を貼り付けないこと。 ■点滅する電光表示や点滅する照明を使用しないこと。 <p>■店舗などの看板の種類は袖看板を基本とすること。 ■壁面看板・サインなどは、景観に調和すると認められる場合を除き、原則として設置しないこと。 ■1階軒上の看板や2階壁面に吊り下げた看板を設置しないこと。 ■立石寺登り口階段前付近や日枝神社階段下の鳥居の周りの半径5m以内には看板を設置しないこと。 (A1エリアのみ)</p>														
規模	<ul style="list-style-type: none"> ■敷地単位での広告物全体の合計表示面積を15m²以下とし、かつ看板の種類ごとの基準（別表1のとおり）を満たすようにすること。 														
形態 意匠	<ul style="list-style-type: none"> ■建築物を利用する広告物などは、当該建築物と一体的な形態意匠とすること。 ■建植広告板などの大きさ・高さを隣接する広告物と揃えるなど、連続性を意識すること。 <p>■地域の歴史性を意識した形態とともに、通りごとのまちなみのまとまりに配慮した形態とすること。 ■自然景観に配慮し、周辺の山並みと調和する形態とすること。</p>														
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ■地色は黒、焦げ茶、木材等の自然素材の色を生かしたものとすること。 ■文字などは以下の彩度基準とし、著しく高い明度・彩度の色彩を使用しないこと。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>R(赤)</th> <th>YR(黄赤)</th> <th>Y(黄)</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>彩度</td> <td>6以下</td> <td>6以下</td> <td>6以下</td> <td>4以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>■使用する色数をできるだけ少なく（4色程度）するよう努め、色彩相互の調和に配慮すること。</p> <p>■周辺の通りや界隈から突出した色の使用を避け、まちなみの風情を感じさせる落ち着いた色調とし、色彩相互の調和に配慮すること。 ■周辺の自然景観から突出した色の使用を避け落ち着いた色調とすること。</p>					色相	R(赤)	YR(黄赤)	Y(黄)	その他	彩度	6以下	6以下	6以下	4以下
色相	R(赤)	YR(黄赤)	Y(黄)	その他											
彩度	6以下	6以下	6以下	4以下											
素材	<ul style="list-style-type: none"> ■周囲の自然環境や集落景観に配慮し、自然素材（木材など）を用いるよう努めること。 ■反射率の高い素材は使用しないこと。 														
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■老朽化した看板は撤去すること。 ■汚れたり破損したのぼり旗は設置しないこと。 														

4-4

エリアごとの屋外広告物設置基準

(1)

A1エリア

A3エリア

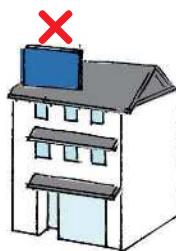
Bエリア

全般

- 屋外広告物の種類、規模、形態・意匠、色彩、素材、場所などについて次に定める基準に基づいて整序化に努めること。
- 地区全体の活性化のため、期間及びルール（地区及び市との協議が必要）を定めた広告物については、次に定める基準に関わらず掲出できるものとする。

設置

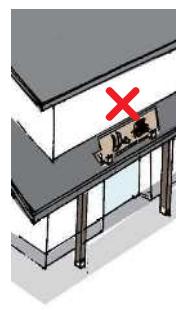
- 自家広告物と案内広告以外の一般広告物は設置しないこと。
- 屋上利用広告は設置せず、屋根に文字などを書かないこと。
- ガラス面の内外に広告を貼り付けないこと。
- 点滅する電光表示や点滅する照明を使用しないこと。
- 店舗などの看板の種類は袖看板を基本とすること。
- 壁面看板・サインなどは、景観に調和すると認められる場合を除き、原則として設置しないこと。
- 1階軒上の看板や2階壁面に吊り下げた看板を設置しないこと。
- 立石寺登り口階段前付近や日枝神社階段下の鳥居の周りの半径5m以内には看板を設置しないこと。（A1エリアのみ）



屋上利用広告



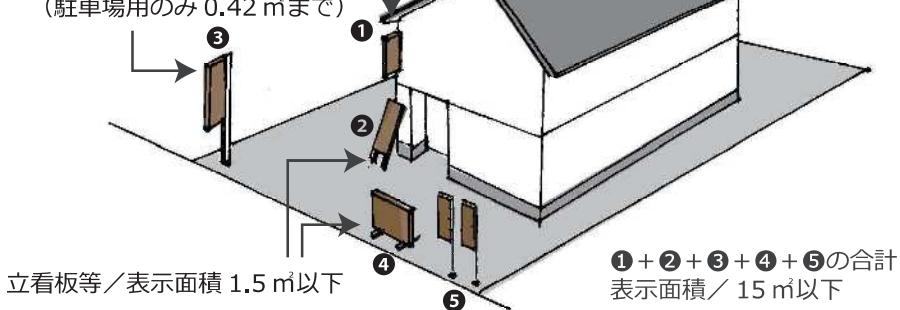
吊下げ看板



軒上看板

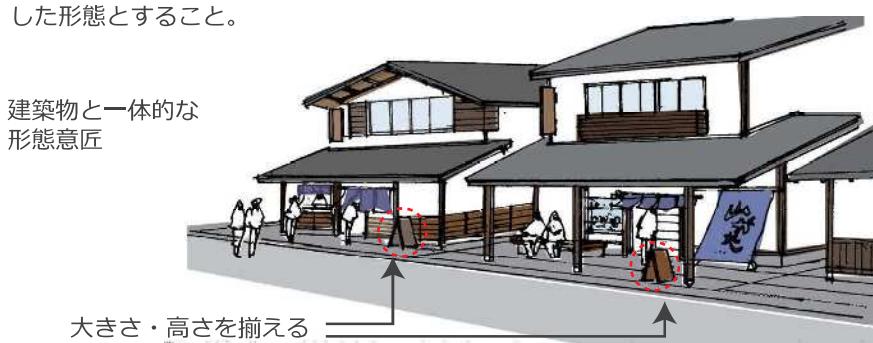
規模

- 敷地単位での広告物全体の合計表示面積を15m²以下とし、かつ看板の種類ごとの基準（別表1のとおり）を満たすようにすること。

袖看板／表示面積1.5m²以下建植広告板／表示面積3m²まで
(駐車場用のみ0.42m²まで)

形態・意匠

- 建築物を利用する広告物などは、当該建築物と一体的な形態意匠とすること。
 - 建植広告板などの大きさ・高さを隣接する広告物と揃えるなど、連続性を意識すること。
 - 地域の歴史性を意識した形態とするとともに、通りごとのまちなみのまとまりに配慮した形態とすること。



色彩

- 地色は黒、焦げ茶、木材等の自然素材の色を生かしたものとすること。
 - 文字などは以下の彩度基準とし、著しく高い明度・彩度の色彩を使用しないこと。

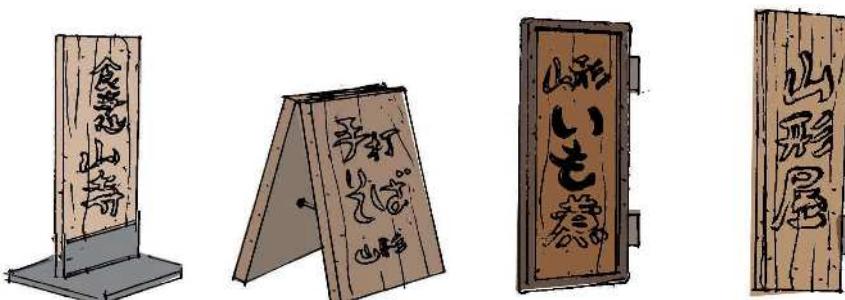
色相	R(赤)	YR(黄赤)	Y(黄)	その他
彩度	6以下	6以下	6以下	4以下

- 使用する色数をできるだけ少なく（4色程度）するよう努め、色彩相互の調和に配慮すること。
 - 周辺の通りや界隈から突出した色の使用を避け、まちなみの風情を感じさせる落ち着いた色調とい、色彩相互の調和に配慮すること。

-----> P62 屋外広告物の色彩基準（マンセル値による色彩基準）

素材

- 周囲の自然環境や集落景観に配慮し、自然素材（木材など）を用いるよう努めること。
 - 反射率の高い素材は使用しないこと。



自然素材（木材）を活用した看板

その他

- 老朽化した看板は撤去すること。
 - 汚れたり破損したのぼり旗は設置しないこと。

(2)

A2エリア

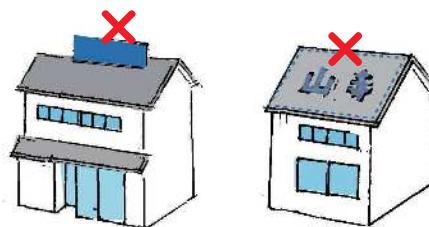
Cエリア

全般

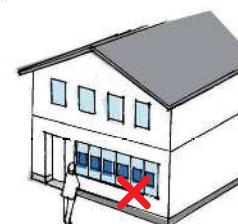
- 屋外広告物の種類、規模、形態・意匠、色彩、素材、場所などについて次に定める基準に基づいて整序化に努めること。
- 地区全体の活性化のため、期間及びルール（地区及び市との協議が必要）を定めた広告物については、次に定める基準に関わらず掲出できるものとする。

設置

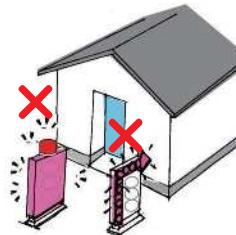
- 自家広告物と案内広告以外の一般広告物は設置しないこと。
- 屋上利用広告は設置せず、屋根に文字などを書かないこと。
- ガラス面の内外に広告を貼り付けないこと。
- 点滅する電光表示や点滅する照明を使用しないこと。



屋上利用広告



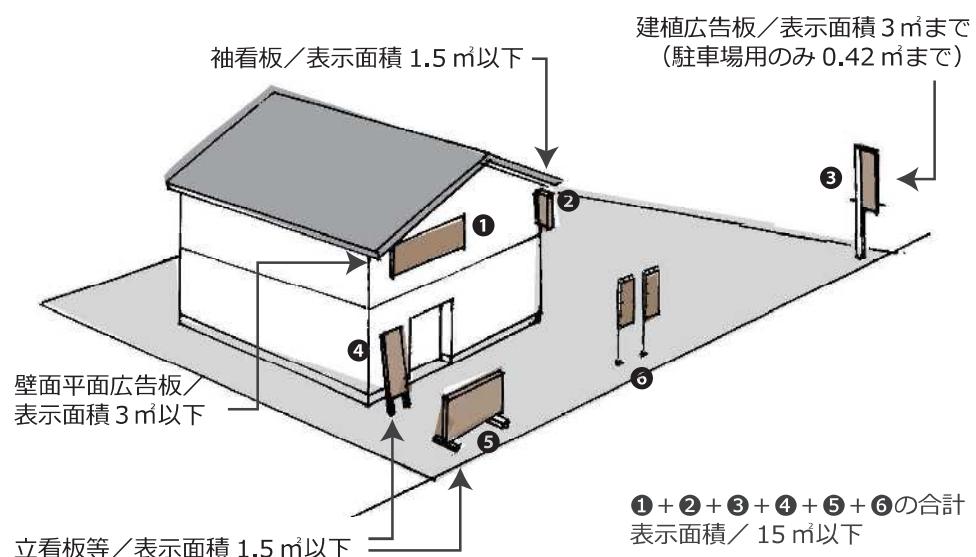
ガラス面への広告



電光掲示板等

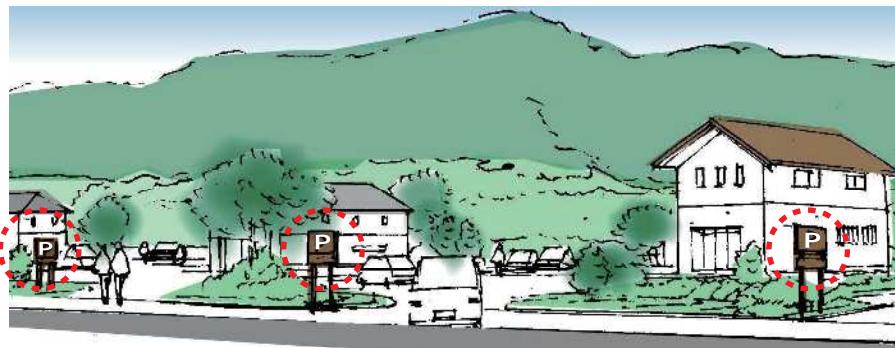
規模

- 敷地単位での広告物全体の合計表示面積を15m²以下とし、かつ看板の種類ごとの基準（別表1のとおり）を満たすようにすること。



形態・意匠

- 建築物を利用する広告物などは、当該建築物と一体的な形態意匠とすること。
- 建植廣告板などの大きさ・高さを隣接する広告物と揃えるなど、連續性を意識すること。
- 自然景観に配慮し、周辺の山並みと調和する形態とすること。



駐車場看板の意匠・色彩を揃える

色彩

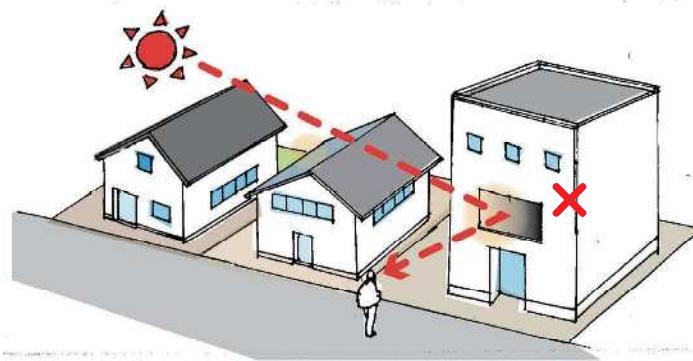
- 地色は黒、焦げ茶、木材等の自然素材の色を生かしたものとすること。
- 文字などは以下の彩度基準とし、著しく高い明度・彩度の色彩を使用しないこと。

色相	R(赤)	Y R(黄赤)	Y(黄)	その他
彩度	6以下	6以下	6以下	4以下

- 使用する色数をできるだけ少なく（4色程度）するよう努め、色彩相互の調和に配慮すること。
 - 周辺の自然景観から突出した色の使用を避け、落ち着いた色調とすること。
- > P62 屋外広告物の色彩基準（マンセル値による基準）

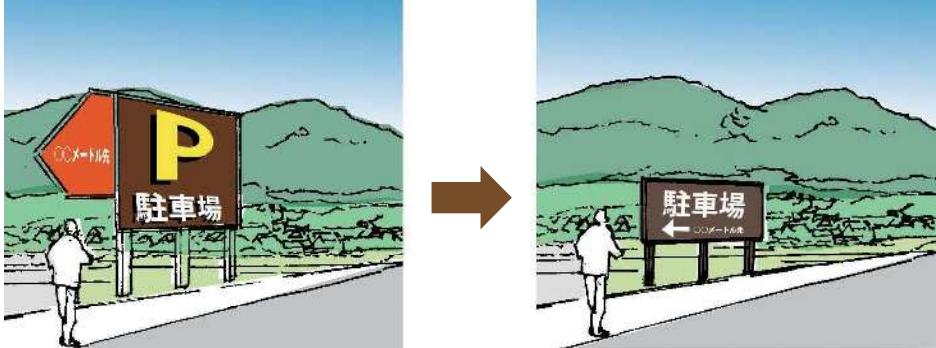
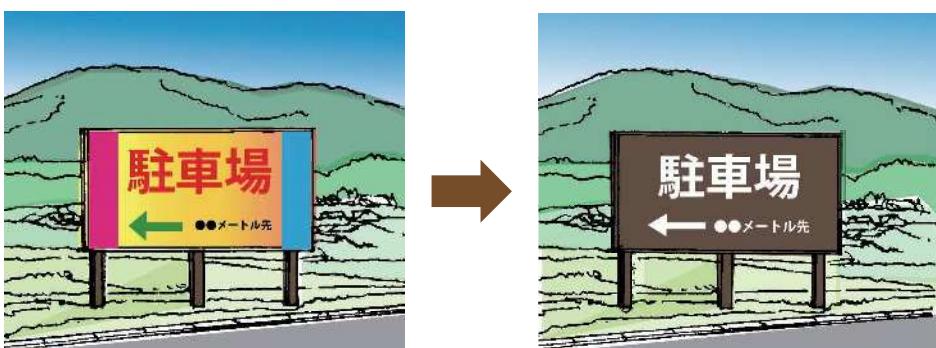
素材

- 周囲の自然環境や集落景観に配慮し、自然素材（木材など）を用いるよう努めること。
- 反射率の高い素材は使用しないこと。

**その他**

- 老朽化した看板は撤去すること。
- 汚れたり破損したのぼり旗は設置しないこと。

(3) Dエリア

全般	<ul style="list-style-type: none"> ■屋外広告物の種類、規模、形態・意匠、色彩、素材、場所などについて次に定める基準に基づいて整序化に努めること。 ■地区全体の活性化のため、期間及びルール（地区及び市との協議が必要）を定めた広告物については、次に定める基準に関わらず掲出できるものとする。
設置	<ul style="list-style-type: none"> ■自家広告物と案内広告以外の一般広告物は設置しないこと。 ■屋上利用広告を設置せず、屋根に文字などを書かないこと。
規模	<ul style="list-style-type: none"> ■看板の種類ごとの基準（別表2のとおり）を満たすようにすること。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ■周囲の自然景観に配慮し、周辺の山並みと調和する形態とすること。 
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ■周辺の樹木や山並みから突出した色の使用は避け、自然景観と調和した色調とすること。 ■使用する色数を少なくするよう努めること。 
素材	<ul style="list-style-type: none"> ■反射率の高い素材は、極力使用しないよう努めること。

屋外広告物の色彩基準（マンセル値による色彩基準）

対応エリア

A1

A2

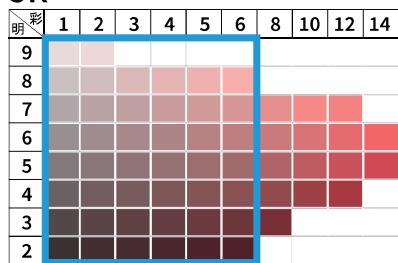
A3

B

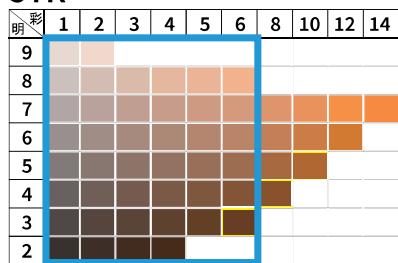
C

D

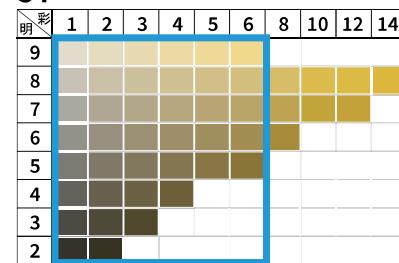
5R



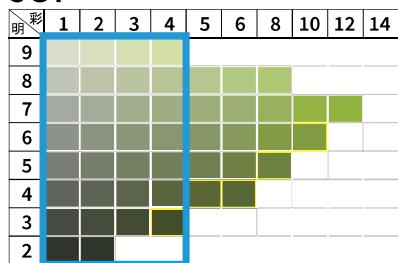
5YR



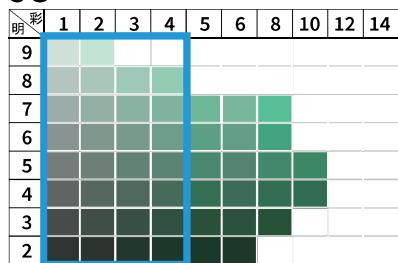
5Y



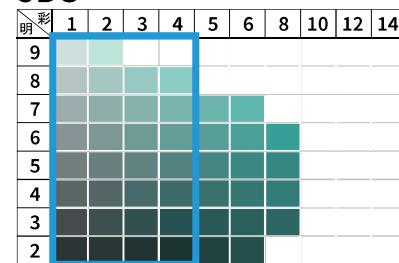
5GY



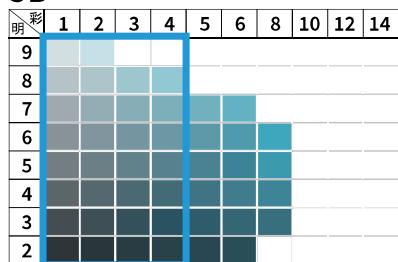
5G



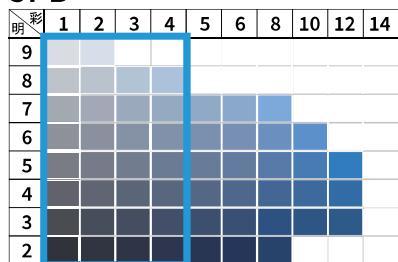
5BG



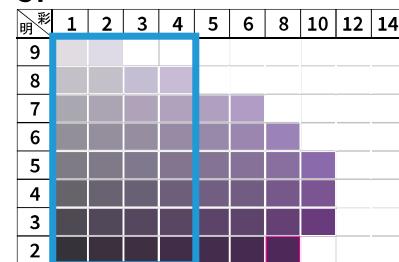
5B



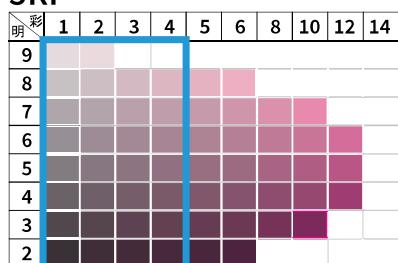
5PB



5P



5RP



屋外広告物の色彩の基準となる色の範囲

4-5. 看板の種類ごとの基準一覧表

(別表1) 看板の種類ごとの基準一覧 【A1】【A2】【A3】【B】【C】エリア

看板の種類	設置可否	1ヶ所の表示面積※(一面)	高さ／長さ	幅／壁面からの出幅	その他
建植広告板	○	3 m ² 以下	高さ 3m 以下		・野立て看板は設置しないこと。
建植広告板 (駐車場サイン)	○	0.42 m ²	上端高さ 2m 板面自体の高さ 0.7m	幅 0.6 m	・色彩：地色は統一した焦げ茶で文字の色は白とすること。 ・文字：「P」で表示すること。 ・書体：正楷書体とすること。 ・看板の柱は1本または2本とすること。 ・下部にも表示する場合は、看板の幅を上部に合わせ、白地に上部看板の地色と同色の文字で、縦書き表示とすること。
アーチ	×				
壁面平面広告板 (原則)	×				【A1】【A3】【B】エリア ・景観に調和すると認められる場合を除き、原則として設置しないこと。
	○	3 m ² 以下			【A2】【C】エリア ・1壁面の合計表示面積は 3 m ² 以下とすること。
壁面突出広告板 (袖看板)	○	1.5 m ² 以下	上端高さは 2階軒下まで	壁面からの 出幅 1m以下	・周囲の看板とできるだけ高さを揃えること。 ・店舗などの看板は袖看板を基本とすること。
屋上利用広告	×				
電力柱等利用広告 (袖看板)	×				
電力柱等利用広告 (巻付・塗装)	×				
はり紙・はり札	×				
立看板	○	1.5 m ² 以下	高さ 1.5m以下		・道路標識及び主要な交差点から 10m以上離れていること。 ・倒れないように措置すること。 ・野立て看板は設置しないこと。
広告幕・広告旗 (のれん・のぼり旗)	○		短辺の幅 1.5m以下		(道路を横断する場合) ・道路標識及び主要な交差点から 10m以上離れていること。
アドバルーン	×				
特殊装置広告 (電光掲示板等)	×				

※表示面積：数枚で1個の広告となっている場合は、その合計面積

(別表2) 看板の種類ごとの基準一覧】【D】エリア

看板の種類	設置可否	1ヶ所の表示面積※(一面)	高さ／長さ	幅／壁面からの出幅	その他
建植広告板	○	5m ² 以下	高さ5m以下		
建植広告板 (駐車場サイン)	○	5m ² 以下	高さ5m以下		
アーチ	○	20m ² 以下	上端高さ 10m以下		・地面から脚柱以外の部分の下端までの高さは5m以上とすること。
壁面平面広告板	○	5m ² 以下			・1壁面の合計表示面積は5m ² 以下とすること。
壁面突出広告板 (袖看板)	○	5m ² 以下	高さは壁面の上端 を超えないこと	壁面からの 出幅2m以下	
屋上利用広告	×				
電力柱等利用広告 (袖看板)	×				
電力柱等利用広告 (巻付・塗装)	×				
はり紙・はり札	○	1m ² 以下			・同じ場所に同じ内容のものを連続して表示しないこと。 ・はり紙は全面のりづけしないこと。
立看板	○	4m ² 以下	高さ3.6m以下		・道路標識及び主要な交差点から10m以上離れていること。 ・倒れないように措置すること。
広告幕・広告旗 (のれん・のぼり旗)	○		短辺の幅 1.5m以下		(道路を横断する場合) ・道路標識及び主要な交差点から10m以上離れていること。
アドバルーン	○		長さ 15m以下	幅1.5m 以下	・気球の直径は3m以下とすること。 ・係留場所から気球先端までの垂直距離は50m以下とすること。
特殊装置広告 (電光掲示板等)	○				・看板の種類ごとの基準に合わせること。

※表示面積：数枚で1個の広告となっている場合は、その合計面積



●お問い合わせ先

山形市 まちづくり政策部 まちなみデザイン課

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目 3-25

TEL: 023-641-1212 (内線 512) FAX: 023-624-8903

令和3年4月作成・発行